



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 22 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(経 営 支 援 課)

告 示

島根県告示第361号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「要綱」を「告示」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「要綱」を「告示」に改め、同条第 5 号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第13条第 1 号及び第17条中「要綱」を「告示」に改める。

別表一般融資の部一般設備資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表一般融資の部一般設備資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.92パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「島根県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）」を「漁業協同組合 J F しまね（以下「J F しまね」という。）」に改め、同部一般運転資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表一般融資の部一般運転資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年1.00パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「J F しまね」に改め、同部小規模企業育成資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表一般融資の部小規模企業育成資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.84パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「J F しまね」に改め、同部経営基盤強化資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表一般融資の部経営基盤強化資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年1.10パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同表特別融資の部地域企業対策資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表特別融資の部地域企業対策資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.80パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同部創業者支援資金の項融資限度の欄を次のように改める。

設備資金
50,000千円
運転資金
30,000千円
ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、設備資金と運転資金との合計額が15,000千円又は自己資金額のいずれか低い方とする。

別表特別融資の部創業者支援資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表特別融資の部創業者支援資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.85パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同部構造転換支援資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表特別融資の部構造転換支援資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.95パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同部企業再建資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表特別融資の部企業再建資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年1.10パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同部特別目的資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上
個人原則として不要

別表特別融資の部特別目的資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.80パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同部長期経営安定緊急資金の

項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上 個人原則として不要

別表特別融資の部長期経営安定緊急資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.90パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金の項保証人の欄を次のように改める。

法人 1 人以上 個人原則として不要

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.80パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改め、同項金融機関の欄及び同部経済変動等資金の項金融機関の欄中「信漁連」を「JFしまね」に改め、同表の注の 1 中「平成18年 3月31日」を「平成19年 3月31日」に改め、同表の注の 2 の次に次のように加える。

3 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。

(1) 法人の場合にあっては、代表者及び必要に応じて次のいずれかに該当する者

ア 組合役員

イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者（当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）

ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者

エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

(2) 個人の場合にあっては、必要に応じて次のいずれかに該当する者

ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）

イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者

ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

附 則

1 この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成18年 4月 1日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

